

第二回 幌延町議会

(定例会)

第2回幌延町議会(定例会)は3月4日に開会され、議案36件、意見案1件、発議4件などを原案どおり可決し、3月8日に閉会しました。議決された案件は、次のとおりです。

▽議案第1号

幌延町職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例の設定について
幌延町職員の定数を、町長の事務部局85名、農業委員会事務部局1名、教育委員会の事務部局10名、教育委員会の所管に属する学校の職員1名としました。

▽議案第2号

幌延町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について

町職員の町内の車賃の額を、1キロメートル当たり10円から15円に改正しました。

▽議案第3号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

職員の給与の減額に関する改正及び、条例中の「病院」を「診療所」とする改正です。

▽議案第4号

幌延町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の設定について

対象となる公共施設の条例の名称について、幌延町公民館条例を幌延町生涯学習センター条例に改正しました。

▽議案第5号

幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の設定につ

いて

公募によらず選定する指定管理者の候補者の中に、医療法人を加えました。

▽議案第6号

幌延町行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の設定について

幌延町庁舎を使用する場合の使用料を改正しました。(7ページ参照)

▽議案第7号

幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について

被保険者に支給する出産一時金の額を、35万円から39万円に引き上げました。

▽議案第8号

幌延町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について

幌延町農村環境改善センターの農業者等以外の使用について、改正しました。

▽議案第9号

幌延町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例の設定について

条例中の「幌延町立病院及び診療所」を「幌延町診療所」に変更しました。

▽議案第10条

幌延町立北星園特別会計条例を廃止する条例の設定について

町立北星園の民営化に伴い、特別会計を廃止しました。

▽発議第1号

幌延町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定について

議会委員会の所管する事務の中から、北星園事務を削りました。

